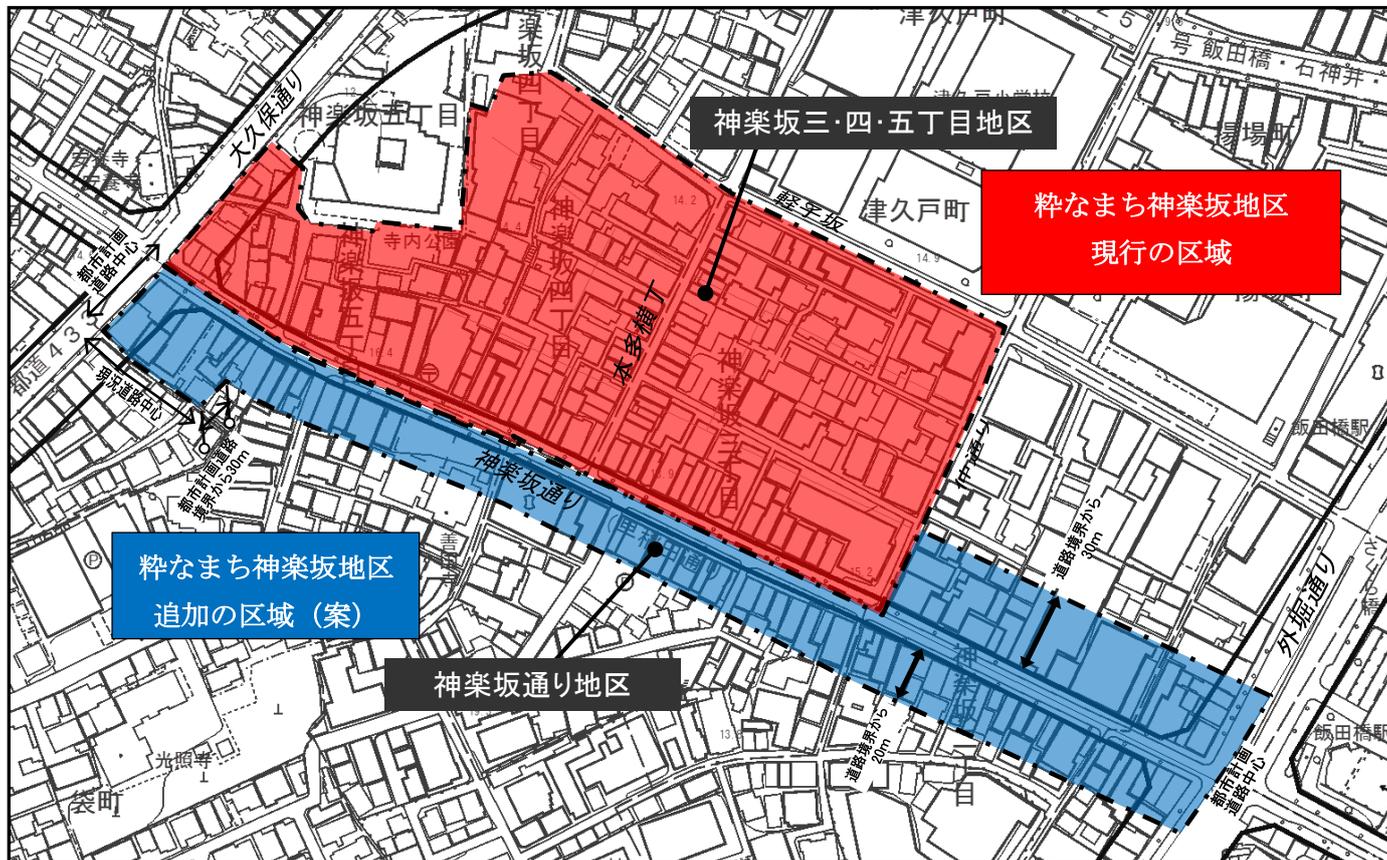


区分地区『粋なまち神楽坂地区』の拡充について

1. 区域の拡充（案）



2. 区分地区拡充について

平成21年4月に新宿区景観まちづくり計画が施行され、地域の景観特性に基づく区分地区「粋なまち神楽坂地区」を含めた5地区と「一般地域」を定めた。区分地区「粋なまち神楽坂地区」は、平成19年度都市計画決定となった「神楽坂三・四・五丁目地区地区計画」の区域と同じ範囲で区分地区を指定している。

現在、神楽坂地域では神楽坂三・四・五丁目地区の変更及び神楽坂通り地区の新規策定について地区計画の都市計画決定手続きを進めている。

今年度は、地区計画の策定に伴う区域の拡大と併せ、区分地区の拡充を進める。

3. 景観形成基準

地域の意見を踏まえ検討

現行の景観形成基準は別紙素案のとおり。

4. 意見募集の結果

○平成 23 年 10 月 5 日～11 月 4 日に区民意見募集の受付 区民意見は、0 件（その他 1 件）
その他意見としては、他地区の地区計画に関するもの。

○平成 23 年 10 月 16 日 地域説明会の開催 参加者は、4 人
主な質疑応答

Q 1：高層の建物が建設され、まちが壊されている。景観として、新宿区としてのビジョンがあるのか。大久保通り沿道の神楽坂アインスタワーはいつごろ建ったものなのか。また、神楽坂地区での検討はされなかったのか。

A 1：平成 21 年 4 月に、景観まちづくり計画を施行し、徐々にではあるが、良好な景観誘導が浸透していると思われる。神楽坂アインスタワーが建った時期は定かではないが、あのビルの建設を機に地区計画の策定の動きが始まった。

Q 2：新宿区全体として、どのように景観まちづくりを進めているのか。

A 2：区分地区以外の地域は、一般地域として景観誘導を行っている。

5. 今後のスケジュール（予定）

平成 23 年 11 月 22 日 景観まちづくり審議会 意見聴取（本日）

平成 23 年 12 月 16 日 都市計画審議会 意見聴取

景観まちづくり計画 一部改定（粋なまち神楽坂地区拡充）決定・告示

平成 24 年 4 月 1 日 景観まちづくり計画 一部改定（粋なまち神楽坂地区拡充）施行

6. 地区計画の策定について

地区計画の今年度スケジュール（予定）

平成 23 年 12 月 16 日 都市計画審議会

神楽坂三・四・五丁目地区地区計画 決定・告示・施行

神楽坂通り地区地区計画 決定・告示・施行